

垂水市男女共同参画推進条例（案）の概要

本条例は、全ての人々の人権が尊重され、誰もが個性と能力を十分に発揮できる「多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会」の実現を目的として制定するものです。

1 条例制定のポイント（現代の課題への対応）

これまでの取組をさらに進め、「多様な性のあり方（性自認・性的指向）への配慮」や「交際相手等を含むドメスティック・バイオレンス（DV）への対応」など、現代の新たな社会課題に法的根拠を持って対応するための基本理念を定めています。

2 5つの基本理念（目指す社会の姿）

以下の理念を掲げ、市・市民・事業者・教育関係者が一体となって推進します。

(1) 人権の尊重

性別や性のあり方で差別されず、個人の尊厳が重んじられること。

(2) 多様な生き方の選択

固定的な性別役割分担にとらわれず、自由に生き方を選べること。

(3) 方針決定への参画

社会の対等な構成員として、方針の決定に参画できること。

(4) 活動の両立

家族が協力し合い、家庭生活とそれ以外の活動を両立できること。

(5) 国際的協調

国際社会の取組と連動して行われること。

3 人権侵害の禁止と表現への配慮

社会のあらゆる分野において、いかなる場合も以下の行為を明確に禁止します。

(1) 性別等による差別的扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

また、ポスターや広告等においても、固定的な役割分担や暴力を助長する表現、過度な性的表現を行わないよう配慮を求めています。

